

平成30年7月12日

組合員の皆様へ

大阪府電設工業健康保険組合

平成30年大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨  
による災害にかかる健康保険の取扱いについて

標記、平成30年大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨の災害により、犠牲となられた方々、ご遺族の方々、被災された方々に心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

今般の災害により、災害救助法に基づき適用された地域において、下記の対象となる被災をされた被保険者及び被扶養者につきましては、医療機関等の受診に際し、窓口での一部負担金の免除等を受けられる場合がありますので、該当される場合は当健康保険組合にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

□ 対象となる被災の範囲

- ①平成30年大阪府北部を震源とする地震
  - ・住宅の全半壊及び全半焼（罹災証明のある方）
- ②平成30年7月豪雨
  - ・住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災
  - ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
  - ・主たる生計維持者の行方が不明な場合

※災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府ホームページにてご確認ください。

内閣府防災情報のURL

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

大阪府電設工業健康保険組合 業務課  
TEL : 06-6385-2851